就業条件等の明示（例）

※　下線部は、改正法施行後（令和２年度）に追加された事項。

※　　　　　部は、記載に関する注意事項であり、就業条件等の明示として記載する内容ではない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （参考）就業条件等の明示の例次の条件で労働者派遣を行います。１　従事する業務の内容　営業課内における事務の補助、電話応対、郵便物の仕分・発送の業務２　責任の程度　副リーダー（部下２名、リーダー不在の間における緊急対応が週１回程度有）

|  |
| --- |
| *（派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度）**・ 派遣労働者が従事する業務に伴って行使するものとして付与されている権限の範囲・程度等をいうこと。**・ チームリーダー、副リーダー等の役職を有する派遣労働者であればその具体的な役職を、役職を有さない派遣労働者であればその旨を記載することで足りるが、派遣元事業主と派遣先との間で、派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度について共通認識を持つことができるよう、より具体的に記載することが望ましい(※)。**※記載例**２　責任の程度　役職を有さない（仕入れにおける契約権限なし、部下なし）* |

３　就業の場所 □□□□株式会社本社　国内マーケティング部営業課総務係 （〒110-8988 千代田区霞が関１－２－２○ビル14階 TEL 3593－\*\*\*\*内線 5745）４　組織単位　国内マーケティング部営業課５　指揮命令者 国内マーケティング部営業課総務係長　△△△△△６　派遣期間 令和〇年○月○日から令和〇年○月○日まで　　（派遣先の事業所における期間制限に抵触する最初の日　令和○年○月○日）　　（組織単位における期間制限に抵触する最初の日　令和○年○月○日）　　※派遣先の事業所における期間制限の抵触日は延長されることがあるが、組織単位における期間制限の抵触日は延長されることはない。なお、派遣先の事業所における派遣可能期間の延長について、当該手続を適正に行っていない場合や派遣労働者個人単位の期間制限を超えて労働者派遣の役務の提供を受けた場合は、派遣先は労働契約申込みみなし制度の対象となる。７　就業日 土、日を除く毎日８　就業時間 9時から18時まで９　休憩時間　12時から13時まで10　安全及び衛生　次の事項のうち、派遣労働者が派遣先において業務を遂行するに当たって、当該派遣労働者の安全、衛生を確保するために必要な事項に関し、就業条件を記載する○危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項○健康診断の実施等健康管理に関する事項○換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項○安全衛生教育に関する事項○免許の取得、技能講習の終了の有無等就業制限に関する事項○安全衛生管理体制に関する事項○その他派遣労働者の安全及び衛生を確保するために必要な事項11　派遣労働者からの苦情の処理(1) 苦情の申出を受ける者 派遣元においては、派遣事業運営係主任　☆☆☆☆☆　TEL 3597－\*\*\*\*　内線 101 派遣先においては、総務部秘書課人事係主任　※※※※※　内線 5721(2) 苦情処理方法、連携体制等①　派遣元における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣元責任者の◎◎◎◎◎へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。②　派遣先における(1)記載の者が苦情の申出を受けたときは、ただちに派遣先責任者の●●●●●へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。③　派遣元事業主及び派遣先は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。12　労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置派遣元事業主は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由以外の事由によって労働者派遣契約の解除が行われた場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣先と連携して、当該派遣先からその関連会社での就業のあっせんを受けること、当該派遣元事業主において他の派遣先を確保すること等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。また、当該派遣元事業主は、当該労働者派遣契約の解除に当たって、新たな就業機会の確保ができない場合は、まず休業等を行い、当該派遣労働者の雇用の維持を図るようにするとともに、休業手当の支払の労働基準法等に基づく責任を果たすこととする。さらに、やむを得ない事由によりこれができない場合において、当該派遣労働者を解雇しようとするときであっても、労働契約法の規定を遵守することはもとより、少なくとも30日前に予告することとし、30日前に予告しないときは労働基準法第20条第１項に基づく解雇予告手当を支払うこと、休業させる場合には労働基準法第26条に基づく休業手当を支払うこと等、雇用主に係る労働基準法等の責任を負うこととする。13　派遣元責任者  ○○○○株式会社　派遣事業運営係長 ◎◎◎◎◎ TEL 3597－\*\*\*\* 内線 10014　派遣先責任者総務部秘書課人事係長　●●●●●　内線 572015　就業日外労働７の就業日以外の日の労働は１箇月に２日の範囲で命ずることができるものとする。16　時間外労働８の就業時間外の労働は１日４時間、１箇月45時間、１年360時間の範囲で命ぜられることがある。17　福祉施設の利用等□□□□株式会社内の診療所の利用可。制服の貸与あり。18　労働者派遣に関する料金日額　＊＊＊＊＊円（労働契約時に明示しており、変更がない場合は不要）19　派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、その雇用意思を事前に派遣元事業主に対して示すこと。　また、職業紹介を経由して行うこととし、紹介手数料として、派遣先は派遣元事業主に対して、支払われた賃金額の●●分の●●に相当する額を支払うものとする。ただし、引き続き６箇月を超えて雇用された場合にあっては、６箇月間の雇用に係る賃金として支払われた賃金額の●分の●に相当する額とする。

|  |
| --- |
| *※　有料職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない（職業安定法第30条）ことに留意すること。* |

（紹介予定派遣に係る契約である場合は下記の項目例を記載）20　紹介予定派遣に関する事項(1)　派遣先が雇用する場合に予定される労働条件等契約期間　　　　期間の定めなし業務内容 　　　営業課内における事務の補助、電話応対、郵便物の仕分・発送の業務試用期間に関する事項　　なし就業場所 　　　□□□□株式会社本社　国内マーケティング部営業課総務係（〒110-8988 千代田区霞が関１－２－２○ビル14階 TEL 3593－\*\*\*\*内線 5745）始業・終業　　　始業：9時　　終業：18時休憩時間　　　　12時から13時まで所定時間外労働　有（１日４時間、１箇月45時間、１年360時間の範囲内）休日　　　　　　毎週土、日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日)、夏季休業(8月13日から8月16日)休暇　　　　　　年次有給休暇：10日（６箇月継続勤務後）その他：有給（慶弔休暇）賃金　　　　　　基本賃金 月給 180,000～240,000円（毎月15日締切、毎月20日支払）通勤手当：通勤定期券代の実費相当（上限月額35,000円）所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率・所定時間外：法定超　25％、休日：法定休日 35%、深夜：25%昇給：有（0～3,000円／月）　　賞与：有（年2回、計1箇月分）社会保険の加入状況　　厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険　　有労働者を雇用しようとする者の名称　　□□□□株式会社(2) その他・　紹介予定派遣を受けた派遣先が、職業紹介を受けることを希望しなかった場合又は職業紹介を受けた者を雇用しなかった場合には、それぞれのその理由を、派遣労働者の求めに応じ、書面、ファクシミリ又は電子メール等により明示する。・　紹介予定派遣を経て派遣先が雇用する場合に、年次有給休暇及び退職金の取扱いについて、労働者派遣の期間を勤務期間に含めて算入する。 |